

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 聖公会沖縄福祉会

社会福祉法人 聖公会沖縄福祉会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 聖公会沖縄福祉会(以下「法人」という)評議員・役員報酬等支給基準(以下「基準」という)は、法人の定款八条及び二一条の規定に従い、法人の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、統括会計責任者(以下「役員等」という)に対する報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、ただし法人と契約を結んでない者に限る。
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 統括会計責任者

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会
- (3) 監事については監事監査及び理事会
- (4) 評議員選任解任委員については選任・解任委員会
- (5) 役員等が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等は、費用弁償の規定に準ずる。

(報酬等の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

- (1) 評議員には、評議員会に参加した時に、報酬として以下を支給する。なお、評議員の報酬の総額は、法人定款八条において30万円を超えないものと定められている。

| 支給条件 | 報酬 |
|-----------|---------|
| 会議の日1日当たり | 10,000円 |

- (2) 理事には、理事会に参加した時に、報酬として以下を支給する。なお、役員報酬の総額は、法人定款二一条において70万円を超えないものと定められている。

| 支給条件 | 報酬 |
|-----------|---------|
| 会議の日1日当たり | 10,000円 |

(3) 監事には、監事監査に参加した時、また、理事会に参加した時に、報酬として以下を支給する。

| 支給条件 | 報酬 |
|-----------|---------|
| 監査の日1日当たり | 10,000円 |
| 会議の日1日当たり | 10,000円 |

(4) 評議員選任・解任委員には、選任・解任委員会に参加した時に、報酬として以下を支給する。

| 支給基準 | 報酬 |
|-----------------|---------|
| 選任・解任委員会の日1日当たり | 10,000円 |

(5) 統括会計責任者は、月次監査・統括に対し以下を支給する。

| 支給条件 | 報酬 |
|---------|---------|
| 1月につき | 20,000円 |
| 決算月(4月) | 30,000円 |

(費用弁償)

第5条 役員が理事長の招集に応じ理事会に出席した時は、その出席1日につき交通費として遠近に関わらず一律1,000円を支給する。但し、高速道利用を必要とする理事に対しては高速料金として1,000円、また空路・海路に関しては、その実費を支給する。

2 役員が前項に定める職務以外のために出張するときは、費用弁償として、旅費を法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(附則)

この基準は、2017(平成29)年度第1回評議員会において基準が採択された日より施行する。

この基準は、2017(平成29)年度第2回評議員会において基準が採択された日より施行する。

この基準は2018(平成30)年度 定時評議員会において基準が採択された日より施行する。